

○東京科学大学大学院学則第 44 条第 1 項及び第 3 項のただし書に規定する学院の博士後期課程において特に優れた研究業績を上げた者の修了に関する取扱細則

令和 6 年 10 月 22 日  
教育本部制定

- 1 この細則は、東京科学大学大学院学則（令和 6 年学則第 2 号）第 44 条第 1 項及び第 3 項のただし書（以下「大学院学則第 44 条ただし書」という。）の規定により、学院の博士後期課程において在学期間を短縮して課程修了を認めようとするときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 短縮修了により学位申請をしようとする者の指導教員は、当該者の研究業績が特に優れ、大学院学則第 44 条ただし書を適用してよい旨の説明書を作成し、その学位申請書に添付する。
- 3 学院の長は、東京科学大学大学院の学院における修士、博士及び修士（専門職）学位審査等取扱細則（令和 6 年細則第 52 号。以下「取扱細則」という。）第 14 条第 2 項の通知に前項の説明書を添付する。
- 4 審査員主査は、取扱細則第 21 条第 1 項の報告に当たっては、当該者の研究業績が特に優れ、大学院学則第 44 条ただし書を適用する理由書を審査報告書に添付する。
- 5 学院の長は、取扱細則第 16 条第 4 項及び第 23 条に規定する教授会における報告又は審議の資料に「大学院学則第 44 条ただし書適用」の旨明示する。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 10 月 22 日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 東京工業大学大学院学則第 35 条第 1 項及び第 4 項のただし書に規定する博士後期課程において特に優れた研究業績を上げた者の修了に関する取扱いについて（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）は、廃止する。